

表	
写真 (年 月 撮影) 主たる事務所の所在地 代 表 者 氏 名	従 業 者 証 明 書 従業者証明書番号 従 業 者 氏 名 (年 月 日生) 業務に従事する 事務所の名称 及 び 所 在 地 この者は、宅地建物取引業者の従業者であることを証明します。 証明書有効期間 年 月 日から 年 月 日まで 免 許 証 番 号 国土交通大臣()第 号 知事 商号又は名称
8.547cm以上8.572cm以下	

備 考
宅地建物取引業法抜すい 第48条 宅地建物取引業者は、国土交通省令の定めるところにより、従業者に、その従業者であることを証する証明書を携帯させなければ、その者をその業務に従事させてはならない。 2 従業者は、取引の関係者の請求があったときは、前項の証明書を提示しなければならない。

- 1 従業者証明書番号の付し方は、次の方法によること。
 - (1) 第1けた及び第2けたには、当該従業者が雇用された年を西暦で表したときの西暦年の下2けたを記載するものとする。
 - (2) 第3けた及び第4けたには、当該従業者が雇用された月を記載するものとする。ただし、その月が1月から9月までである場合においては、第3けたは0とし、第4けたにその月を記載するものとする。
 - (3) 第5けた以下には、従業者ごとに、重複がないように付した番号を記載するものとする。
- 2 業務に従事する事務所に変更があったときは、裏面に変更後の内容を記入すること。

- 3 従業員の現住所等必要な事項がある場合には、裏面に記入すること。
- 4 用紙の色彩は青色以外とすること。
- 5 証明書の有効期間は5年以下とすること。